

第92期定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事 業 報 告

業務の適正を確保する体制

連結計算書類および計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の注記

株主資本等変動計算書

計算書類の注記

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

8 業務の適正を確保する体制

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び当行子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、以下のとおり定めております。

なお、内部統制に関する監督機能を引継ぎ、さらにリスクガバナンスやリスク管理の監督を強化するために、これらの重要事項を専門的に審議する委員会として、2025年7月1日付で監査コンプライアンス委員会をリスクガバナンス委員会に改組する予定となっております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令諸規則等を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として、マスターポリシー「倫理・行動基準」その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備し、役職員から「年次誓約書」を徴求する。
- (2) 経営の規律を確保し、取締役会の監督機能を高めるため、経営に精通し公正な立場から当行の業務執行を監督する社外取締役を複数名選任する。
- (3) 取締役及び業務執行役員等の指名・報酬等を審議する指名報酬委員会並びに内部統制に関する事項等を検証する監査コンプライアンス委員会を設置する。両委員会は社外取締役を中心に構成し、取締役会から委任を受けて、それぞれの所管事項について多面的・専門的に確認・検証を行い、その審議の結果を取締役に報告する。
- (4) コンプライアンスリスク管理を統括する部署を設置し、コンプライアンスに関する規程等の整備、法令等遵守のための研修等の実施、遵守状況の確認、改善策の策定・実施を通じてコンプライアンスリスク管理態勢の整備を図る。コンプライアンスリスク管理を統括する部署は、法令等制改定への対応、行規整備、研修計画等、コンプライアンスリスク管理態勢整備のための具体的な実施計画を「コンプライアンスプログラム」として年度毎に策定し、取締役会の承認を得る。また、その進捗状況を監査コンプライアンス委員会及び取締役会に定期的に報告する。
- (5) 法務リスク管理を統括する部署を設置し、法務リスク管理に関する規程等の整備、法令制改定動向の確認・周知、訴訟等紛争への適切な対応・管理、個別の業務における法務リスクの特定・分析・評価・検証を通じて法務リスク管理態勢の整備を図る。
- (6) 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を監査し、内部監査の状況を定期的にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。
- (7) 法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見及び是正を図るため、役職員（退職後1年以内の役職員を含む）が法令諸規則・行規等に違反する、又はその恐れのある事象等を知った場合に、社内及び社外の専用窓口で直接通報することができる内部通報制度である「あおぞらホットライン制度」を整備する。
- (8) 反社会的勢力による不当な介入を排除し、資金提供その他一切の取引関係を遮断するために必要な体制を整備する。また、マネー・ローンドリング、テロ資金供与及び拡散金融防止、並びに外国為替及び外国貿易法に基づくその他経済制裁措置遵守のために必要な体制を整備する。

- (9) お客さまの保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等（顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理）に係る体制を整備する。あわせて、お客さまの最善の利益に資する商品等の提供を行うため、お客さま本位の業務運営に係る体制を整備する。
- (10) 内部者取引（インサイダー取引）及び役員個人による取引先等の情報を利用した不公正な取引等の未然防止のために必要な体制を整備する。
- (11) 贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止のために必要な体制を整備する。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する迅速な意思決定を確保するため、取締役及び業務執行役員の中から取締役ににより選任されたメンバーで構成されるマネジメントコミッティーを設置し、業務執行に係る権限を委譲する。また、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有する委員で構成された各種委員会を設置し、それぞれに権限を委譲する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な経営諸会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理に関する諸規程に基づき、適切に管理及び保存する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業戦略・財務計画を実現するために受け入れるリスクの種類と水準（リスクアペタイト）を経営管理の枠組みと位置付け、リスクアペタイトステートメントに基づき、取締役会での議論を経たうえで、中期経営計画や各年度の業務運営計画に反映する。また、当行及び当行子会社が認識するリスクに対する基本的な方針及び管理方法をマスターポリシー「統合的リスク管理」に定める。業務において発生するリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク（サイバーセキュリティに対応するシステムリスクや危機・災害リスクを含む）に分類し、リスクカテゴリー毎に基本方針等を定めた規程等を整備する。
- (2) 各リスク所管部署は、リスク管理の状況を定期的にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会等に報告する。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性、適切性について監査し、その結果をチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。また、監査役及び監査役会並びに会計監査人とも随時情報交換を行い連携を図る。

5 当行及び当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行及び当行子会社における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当行子会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関する基本方針をマスターポリシー「グループ会社管理」に定める。
- (2) 当行及び当行子会社は、当行子会社各社の独立性及び主体性を尊重しつつ、当行及び当行子会社一体での統合的な内部統制システムの構築に取り組む。また、法令等に抵触しない範囲で、「倫理・行動基準」をはじめとするポリシー及びプロシージャー等を当行子会社各社に周知徹底する。

- (3) 当行及び当行子会社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理体制を構築し、当行と当行子会社の間及び当行子会社間の取引における取引条件等についてアームズ・レングス・ルールを遵守する体制を整備する。
- (4) 当行及び当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、プロシーチャー「財務報告に係る内部統制」を策定し、財務報告に係る内部統制が適切に運用される体制を整備する。
- (5) 人材の採用・育成を通じて、当行及び当行子会社において業務遂行に必要な人材を確保する。
- (6) 内部監査部門は、法令諸規則等に反しない範囲で、当行子会社各社の業務運営状況について監査を実施する。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を適切に配置する。当該使用人の指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の面接及び業績評価は、常勤監査役が行う。また、当該使用人の異動、昇格、報酬及び懲罰等に係る決定については、常勤監査役の同意を要する。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて、直接当行及び当行子会社の役職員に対して報告を求めることができる（内部通報制度の運用状況や通報内容を含む）。
- (3) 当行及び当行子会社の役職員は、当行及び当行子会社において法令等の違反行為並びに当行及び当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。監査役への報告を行った役職員は、当該報告を理由とする一切の不利な取り扱いを受けないことを、人事規則その他の行規に明記する。
- (4) 役職員は、監査役会が毎年度作成する監査計画（予算を含む）等に基づく監査の実施に協力する。
- (5) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (6) 監査役の職務執行に係る諸費用（上記（5）に係る費用を含む。）については、当行が負担する。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の運用状況の概要

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当行は、役職員が法令等諸規則を遵守し、社会規範や社会常識に適合した良識ある企業活動を行うための行動規範として「倫理・行動基準」を定めており、当行グループの全役職員は、毎年、「倫理・行動基準」の内容を理解し遵守する旨の「年次コンプライアンス確認書」を提出しております。
- ・ 当行は、複数の社外有識者を、独立性にも配慮の上、取締役として、株主総会において選任しております。当行の当事業年度末における取締役9名のうち4名は、独立性を有する社外取締役となっております。社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」及び社外取締役により構成される「監査コンプライアンス委員会」は、取締役会の委任を受けて、所管事項に関して多面的・専門的に確認・検証を行い、審議の結果を取締役に報告することにより、代表取締役及び業務執行役員に対する監督機能の補完並びに牽制機能を果たしております。
- ・ 当行は、当行グループ全体のコンプライアンスリスク管理に関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部は、遵守すべき法令等諸規則への対応等に関する行規等を整備し、役職員に対する各種の研修・周知を通じて、役職員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、コンプライアンスリスク管理態勢の整備・確立に努めております。また、コンプライアンスリスク管理態勢を実現するための具体的な実践計画として、年次で「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗状況等を、半期毎にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
- ・ 年初計画に基づく研修・周知については、大和証券グループとの協業、あおぞら型投資銀行ビジネス、お客さま本位の業務運営の推進といったビジネス面のみならず、高止まりする金融犯罪被害等の外部環境を踏まえ、コンプライアンス上の留意点や、内部者取引未然防止、情報管理、金融犯罪防止等の喫緊のテーマを取り入れて実施しております。なお、研修・周知に際しては、在宅やリモート環境からの参加やビデオ視聴による学習を可能とする環境を整備しております。
- ・ 当行は、当行グループ全体の法務リスク管理に関する統括部署として法務部を設置しております。法務部は、法務リスク管理に関する規程等の整備、法令制改定動向の確認・周知、訴訟等紛争への適切な対応・管理、個別の業務における法務リスクの特定・分析・評価・検証を通じて法務リスク管理態勢の整備・確立に努めております。また、法務リスクの管理状況（訴訟等紛争の状況を含む）について、四半期毎にマネジメントコミッティーに、半期毎に取締役会及び監査コンプライアンス委員会に報告しております。
- ・ 監査部は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）及びマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会及び取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。
- ・ 当行グループでは、法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見及び是正を図るための内部通報制度として「あおぞらホットライン制度」を整備しております。役職員（退職後1年以内の役職員を含む）は、法令等に違反する行為等を発見した場合には、社内及び社外（法律事務所）の専用窓口へ直接通報することができ、その受付件数等「あおぞらホットライン制度」の運用状況は、半期毎にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告されております。
- ・ 当行は、「反社会的勢力排除プロシージャー」等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定め、反社会的勢力の介入を排除し、取引関係を遮断するための各種体制を構築し、運用しております。また、マネー・ローディングやテロ資金供与・拡散金融等の金融犯罪対策及びその他外為法上の経済制裁措置への対応を重要な経営課題と位置付け、管理体制を整備し、運用しております。

- ・お客様の多様なニーズに対応した非対面取引の利便性向上のための各種施策の実施に伴う、マネー・ローンダリング等のリスクの増加を踏まえ、日次での各種リストとの照合や取引モニタリングによる不正検知体制の維持・向上に努めております。
- ・お客様の保護及び利便性の向上に向けた取り組みに関する基本方針を定めるマスターポリシー「顧客保護等管理」に基づき、具体的な対応方法等を定めた行規を整備し、取締役会が選任した顧客保護等管理担当取締役が、顧客保護等管理全般を統括しております。また、コンプライアンス ガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会を原則として毎月開催し、顧客保護等管理態勢の検証を行っております。
- ・当行では、キャッシュレス取引や非対面取引ニーズの高まりに応じたサービス拡充に努めておりますが、同時に、資金移動業者との口座接続における接続基準等の検証やデビットカードのご本人認証のセキュリティ強化等、お客様保護に資する態勢整備にも取り組んでおります。
- ・役職員による内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止するため、コンプライアンス統括部が重要情報を一元管理し、インサイダー情報を厳正に管理する体制を整備し、運用しております。
- ・各国の贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗防止のため、プロシージャール「贈収賄防止」を定め、体制を整備するとともに、周知を継続的に実施しております。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行役員の中から、取締役会により選任されたメンバー（代表取締役含む）で構成されるマネジメントコミッティーは、原則毎週開催しており、取締役会の定めた方針に基づき日々の業務執行における重要事項等の決定を行っております。なお、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有するメンバーで構成されるALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会、CAPEX委員会、顧客保護委員会及びサステナビリティ委員会を設け、それぞれに権限委譲しております。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当行は、取締役会、マネジメントコミッティー等の経営諸会議の議事録をはじめ決裁書類等の重要な書類について、法令及び社内規程に基づき、保存年限等を定めて適切に管理し、保存しております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクアペタイト・フレームワーク、リスクアペタイト及びリスクアペタイトステートメント（以下「RAS」）は、監査コンプライアンス委員会からの提言を受け、取締役会で決定されています。取締役会は業務運営計画・中期経営計画を決定する際にRASとの整合性を確認するとともに、リスクアペタイト・RASの期中見直しなど、リスクアペタイト・フレームワーク運営に係る重要事項の評議、決定を行います。
- ・リスク管理を適切に実施するために、ALM委員会や統合リスクコミッティー等の委員会やリスク管理部署を設けて、リスクを特定、評価し、コントロールしております。また、リスク管理部署の統括責任者として、業務執行役員の中からチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を任命しております。
- ・管理すべきリスクの範囲と定義、リスクの特定と評価、モニタリングとコントロール等を含めたリスクカテゴリー毎の基本方針や規程類を整備しており、各リスク管理部署はその枠組みを踏まえて適切なリスク管理を実施しております。

- ・サイバーセキュリティを所管しているチーフ・テクノロジー・オフィサー（CTO）のもと、ITコントロール部をシステムリスク全般統括部とし、専門部署のサイバーセキュリティ対策室を設置し、専門性の高い要員の配置、体制整備、モニタリング、有事の対応を行う体制としています。また、関係部署・グループ会社横断のサイバーセキュリティ対応協議会（あおぞらCSIRT）を設置し、サイバーセキュリティの動向や当行内のリスクを共有し、訓練を繰り返すことで、当行グループ全体で有事の対応に備えています。
- ・首都直下地震等の大規模災害や、システム障害、感染症の流行拡大等の危機発生に対しては、優先業務の特定、目標復旧時間等の耐性度の設定、業務継続計画（BCP）の策定、訓練等を通じた有効性の検証等により、オペレーショナル・レジリエンスの確保に努めております。
- ・マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会は、各リスク管理部署によるリスク管理状況の報告を適時に受け、機動的に適切なコントロールを実施しております。
- ・監査部は、リスク管理態勢の有効性、適切性を監査し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）及びマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会及び取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。また、会計監査人とも三様監査等を通じて随時連携しております。

5 当行及び当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関するマスターポリシー「グループ会社管理」に基づき、当行子会社の業務推進を所管する担当役員は、関係本部と協力・連携し、当行子会社の経営管理を統括するとともに、各リスク所管部は直接当行子会社の各個別リスク管理を行っております。また、当行子会社との間で当行及び当行子会社が遵守すべき事項並びに当行子会社から当行への事前協議事項・報告事項等を具体的に定めた「アドバイザリー及びガバナンス基本契約書」を締結する等により、経営管理の実効性確保に努めております。
- ・お客さまとの取引等に関し、自己や第三者の利益を図るためにお客さまの利益を不当に害する取引を行わないよう、プロシージャー「利益相反管理並びにアームズ・レングス・ルールの遵守」を定め、当行及び当行子会社等とお客さまとの間の利益相反の恐れのある取引について適切な管理を行い、また、個別案件の取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないよう管理しております。コンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会は、半期毎に利益相反の管理状況を検証しております。
- ・当行及び当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正、信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」に基づき、内部統制体制を整備し、運用しております。また、年次で財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を開示しております。
- ・当行グループにおいて業務継続並びに企業価値向上に必要な人材を確保するため、毎年一定数の新卒を計画的に採用し長期的な観点で育成するとともに、注力分野での即戦力としてキャリア採用にも積極的に取り組んでおります。また、新卒・キャリア採用にかかわらず、研修プログラム、経験領域拡大施策、自己啓発支援メニュー等のキャリア構築支援プログラムを整備しビジネス環境の変化に耐え得る人材の育成に努めております。
- ・監査部は、マスターポリシー「内部監査」及びプロシージャー「グループ会社の監督及びガバナンス」に基づき、当行及び当行子会社に対して内部監査を実施しております。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役の職務を補助し監査役会の運営をサポートするため監査役室を設置し、専任の監査役室長他を配置することで、監査役及び監査役会の指揮のもと、監査役監査の補佐と監査役会の事務局機能に当たらせております。
- ・ 監査役室及び監査役室長に対する日常的な指揮命令権や報告義務先は常勤監査役としており、監査役室長や他のスタッフ等の人事・業績評価等についても常勤監査役（及び必要により監査役会）と協議のうえ同意を得て決定しております。
- ・ 全ての取締役・使用人等（子会社を含む）は、特に法令上の制約がない限り、監査役及び監査役会に対して、経営・業務に関する重要な事項（内部監査結果や内部通報等を含む）及びその他監査役が必要と認めた事項について直接報告しており、報告したことをもって何らの不利益な取扱いも行っておりません。
- ・ 取締役及び使用人等は、監査計画に基づく監査役会への出席・報告等に協力しております。
- ・ 監査役及び監査役会が、監査業務の一環として使用した諸費用については、実効的かつ専門的な監査の観点から必要と判断して使用した弁護士等外部専門家の費用を含め、当行において負担しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	87,498	228,444	△3,015	412,928
当期変動額					
新株の発行	25,966	25,966			51,933
剰余金の配当			△7,478		△7,478
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,518		20,518
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		18		121	139
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	25,966	25,984	13,040	120	65,112
当期末残高	125,966	113,483	241,485	△2,894	478,040

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△45,803	4,332	10,137	2,277	△29,056	532	6,673	391,078
当期変動額								
新株の発行								51,933
剰余金の配当								△7,478
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,518
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								139
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,270	△3,814	△532	8	1,932	△31	1,593	3,494
当期変動額合計	6,270	△3,814	△532	8	1,932	△31	1,593	68,607
当期末残高	△39,532	517	9,604	2,286	△27,123	501	8,267	459,685

【連結計算書類の注記】

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 24社

主要な会社名

GMOあおぞらネット銀行株式会社

あおぞら債権回収株式会社

あおぞら証券株式会社

あおぞら地域総研株式会社

あおぞら投信株式会社

あおぞら不動産投資顧問株式会社

ABNアドバイザーズ株式会社

あおぞら企業投資株式会社

Aozora Asia Pacific Limited

Aozora Europe Limited

Aozora North America, Inc.

AZB Funding 12 Limited

Aozora Asia Pacific Finance Limitedは事業移管及び財産の分配を行ったのち消滅したことにより子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

あおぞら地域再生株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 0社 |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | 1社 |

主要な会社名

Orient Commercial Joint Stock Bank

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

あおぞら地域再生株式会社

- (4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

AJキャピタル株式会社

AZ-Star株式会社

株式会社B Spark

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

CRE HOLDINGS SUB 1 LLC

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引として株式等を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第24項の要件を満たしているため、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、重要性が乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引勘定で保有しているものを除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等株式、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合、民法上の組合及び匿名組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当行並びに連結される子会社及び子法人等の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物(建物附属設備及び構築物を含む)については定額法、その他については定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 15年～50年

その他: 5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～13年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるもの

は当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

「その他資産」のうち、社債発行費は、社債の償還期間にわたり、株式交付費は3年間で、定額法により償却しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

当行の債権の償却及び貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり処理しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。なお、当連結会計年度末現在、取立不能見込額として直接減額した金額は24,356百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められた額を貸倒引当金として計上しております。ただし、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、リスク特性を踏まえ、北米・欧州コーポレートローン、アジアコーポレートローン、海外不動産ノンリコースローンを切り出し4つのグループに区分した上で債務者区分毎の貸出金等の平均残存期間（各区分概ね3～4年）の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、平均残存期間に対応した過去の一定期間における貸倒実績率又は倒産確率の平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績の傾向を勘案した将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。ただし、今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法により、予想損失を見積もり、必要に応じて、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。また、上記以外の一部債務者についても一定額以上の大口債務者については、上記手法に準じた手法で、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上することとしております。

すべての債権は、自己査定基準等に基づき、営業関連部署が債務者区分と統合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した検証部署が抽出により検証を実施しております。

上記手続きによる連結会計年度末時点の債務者区分に従い、営業関連部署が必要な償却・引当額を算定し、検証部署が償却・引当額の最終算定並びに検証を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

また、独立した監査部署が、自己査定に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施しております。

(追加情報)

海外不動産ノンリコースローンについては、主に米国不動産市場の環境悪化等により市場の流動性が低下しており、中でも米国オフィス市場については、市場動向を踏まえ、市況の安定化は2025年度中と仮定しております。

これに伴い、海外不動産ノンリコースローンのうち、今後の管理に注意を要する全ての債務者等について、キャッシュ・フロー見積法等により予想損失を見積り、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

7. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. オフバランス取引信用リスク引当金の計上基準

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失の補填に充てるため、国内の連結される子会社及び子法人等が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

在外の連結される子会社及び子法人等の収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジのほか、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジ並びにキャッシュ・フローを固定する包括ヘッジについて、業種別委員会実務指針第24号に基づき、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券（債券等）及び社債とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 有価証券価格変動リスク・ヘッジ

株価変動リスクについては、その他有価証券（株式等）をヘッジ対象とし、上場投資信託の価格変動リスクについては、その他有価証券（債券等）をヘッジ対象とし、トータル・リターン・スワップをヘッジ手段として指定する個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同

第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

15. グループ通算制度の適用

当行並びに一部の国内の連結される子会社及び子法人等は、グループ通算制度を適用しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 71,025 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「6.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

(イ) 債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し

個別債務者の債務者区分の判定については、外部環境の影響を勘案し各債務者の収益獲得能力、キャッシュ・フロー創出力を個別に検討し評価しております。特に、事業買収を行ったことにより、のれんが計上されている債務者については、買収対象となった事業が生み出すキャッシュ・フローの実現可能性を個別に検討し評価しております。

(ロ) 不動産ノンリコースローン（特定の不動産及び当該不動産から生じるキャッシュ・フローのみを返済原資とする貸出金）における対象不動産の将来キャッシュ・フローの見積り

対象不動産の将来キャッシュ・フローの見積りは、不動産ノンリコースローンの債務者区分判定における重要な要素であり、不動産賃料、空室率、割引率等を個別に検討し評価しております。

なお、海外不動産ノンリコースローンについては、主に米国不動産市場の環境悪化等により市場の流動性が低下しており、中でも米国オフィス市場については、市場動向を踏まえ、市況の安定化は2025年度中と仮定しております。アフターコロナでの働き方が変化中、市況が低迷している米国のオフィスを裏付資産とするノンリコースローンについては、物件売却等による処分には備えるため、2025年度中までの価格下落リスクを勘案した物件評価を行った上で、物件処分による債権回収等へ移行する可能性を考慮して債務者区分を判定し、物件処分による債権回収等へ移行する可能性の高い債権については、当該価格下落リスクを想定した処分価格の見積りをもとに貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化や、米国不動産市場の動向変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 51,583 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づく企

業分類に応じて、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のスケジューリングの結果、その回収可能性を判断し計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当行グループの事業計画を基礎としており、これには各ビジネスの過去実績や直近の事業環境、事業方針を考慮しております。また、新中期経営計画におけるユニット毎の収益性や与信関連費用の見通し、日本銀行の金融政策を踏まえた金利見通しなどを主要な仮定としております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

将来の金融経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結される子会社及び子法人等の株式（及び出資金）を除く）68,731百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券、再貸付けに供している有価証券及び当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券はありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	76,241
要管理債権額	15,472
三月以上延滞債権額	6,088
貸出条件緩和債権額	9,383
小計額	91,713
正常債権額	4,176,195
合計額	4,267,908

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,353百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	383,811百万円
貸出金	673,214

担保資産に対応する債務

売現先勘定	27,924百万円
債券貸借取引受入担保金	345,719
借入金	247,700

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券122,771百万円、貸出金377百万円及び外国為替14,953百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金962百万円、金融商品等差入担保金115,837百万円及び保証金等43,923百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、549,101百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが446,025百万円であります。

なお、これらの契約については、融資実行されずに終了するものも含まれるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられているものも含まれております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も常時、顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 27,909百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,833百万円、持分法による投資利益2,265百万円を含んでおり、「その他の経常費用」には、貸出金償却6,215百万円、株式等売却損289百万円、株式等償却288百万円、債権売却損357百万円を含んでおります。
2. 特別利益に含まれる「為替換算調整勘定取崩益」は、在外関係会社が、事業移管及び財産の分配を行ったのち消滅したことにより子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、計上したものであります。
3. 「その他の特別損失」には、GMOあおぞらネット銀行株式会社におけるシステム障害等に関連して発生した損失（見込額）を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	118,289	21,500	－	139,789	(注1)
合計	118,289	21,500	－	139,789	
自己株式					
普通株式	1,467	0	58	1,408	(注2)
合計	1,467	0	58	1,408	

(注1) 増加は第三者割当方式による新株の発行によるものです。

(注2) 増加は単元未満株式の買い取り請求によるもの、減少は新株予約権の行使に伴い処分したものです。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションであり、当連結会計年度末の残高は501百万円であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年8月2日 取締役会	普通株式	2,219百万円	利益剰余金	19円	2024年6月30日	2024年9月17日
2024年11月15日 取締役会	普通株式	2,629百万円	利益剰余金	19円	2024年9月30日	2024年12月16日
2025年2月3日 取締役会	普通株式	2,629百万円	利益剰余金	19円	2024年12月31日	2025年3月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	3,044百万円	利益剰余金	22円	2025年3月31日	2025年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等の証券業務のほか、信託業務、債権管理回収業務等の金融サービスに係る事業を行っており、貸出金や有価証券等の金融資産を有するほか、預金及び社債等による資金調達を行っております。また、当行グループは、信用リスクや市場リスクのある金融商品の取り扱いを主要業務としているため、金融商品に係る各種のリスクを適切に管理し、意図せざる損失発生回避を図っております。

また、当行グループでは、ALM（資産・負債の総合的管理）の考え方に基づき、当行グループ全体の資産・負債の金利リスク、流動性リスクや有価証券の価格変動リスク等を適正な水準に保ち、収益の安定化・最適化を図っております。オンバランスの資産・負債から生ずる金利リスク等を適切な水準に保つためにデリバティブ取引等も活用し、安定的な収益の確保と効率的運営を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として、国内外の取引先企業等向けの貸出金及び有価証券等でありま

す。このうち、貸出金は、債務者の信用力の悪化により債務不履行が生じる信用リスクに晒されています。当行グループの大口債務者上位10先に対する貸出金は、2025年3月末時点の貸出金残高の約20%を占めており、大口債務者による債務不履行があった場合、又は大口債務者との関係に重大な変化が生じた場合には、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性があります。また、不動産関連の貸出割合や貸出金の不動産担保による保全割合に重要性があるため、不動産市況や不動産業界全体が低迷した場合には、不動産で担保されている貸出金の質や、不動産業界の債務者の信用力の悪化、不動産ノンリコースローンの対象不動産から生じるキャッシュ・フローへの悪影響から、追加的な引当金や信用コストが発生する可能性があります。また、海外における貸出金は、信用リスク及び金利リスクに加えて、為替変動リスク及び市場環境や経済環境の変化に係るリスク等に晒される可能性があります。

有価証券は、債券、株式、ファンド等が主要なものであり、これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。当行グループが保有する有価証券の中には不動産、住宅ローン等を裏付資産としたものが含まれており、これらの有価証券は、一般的な市場金利、為替相場、債券価格及び株式市場の変動等以外に、裏付資産に係る経済環境や取引動向等に依拠したリスクがあります。また、急激な金融環境の悪化や金融市場の混乱等により、金融資産の市場流動性が極端に低くなり、処分時の価格が予想範囲を超えて低下するリスク（市場流動性リスク）があります。

当行グループの主な金融負債は、預金、譲渡性預金及び社債であります。当行グループが預金等により調達した資金は、順次満期を迎えるため、当行グループは、預金を継続的に受け入れ、あるいは、社債を発行する等により、既存債務の借り換えを行う必要がありますが、市場環境が不安定な状況においては、十分な資金を調達できなくなる、又は、より高い資金調達コスト負担を強いられる等のリスク（資金流動性リスク）に晒されています。

なお、これらの金融資産、金融負債は、金利更改期間のミスマッチによる金利変動リスクに晒されていますが、ALMの観点から、金利スワップ等のデリバティブ取引も活用しつつ、バランスシート全体の金利リスク量を適切な水準に管理しております。

また、当行グループの主要な資金調達手段は円建の預金及び社債であり、外貨建の資金運用に当たっては、通貨スワップ取引等により運用・調達の通貨をマッチングさせることによって、為替の変動リスクを回避しております。

当行グループでは、デリバティブ取引を主要業務の一つとして位置づけており、顧客の金利・為替等の市場リスクのヘッジ・ニーズ等に対応した商品の提供、金利・為替・有価証券等の市場価格・指標等の短期的な変動や市場間の格差等を利用した特定取引勘定で行うトレーディング取引のほか、オンバランスの資産・負債から生ずる金利リスク等を適正な水準に保つためのALM目的での取引等を行っております。

金利関連として金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引を、通貨関連として通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、株式・債券関連の先物・オプション取引、商品関連取引及びクレジットデリバティブ取引等を行っておりますが、これらのデリバティブ取引は、金利・為替等の取引対象物の市場価格・ボラティリティー等の変動により損失を被るリスクである市場リスクや取引相手方の契約不履行により損失を被るリスクである信用リスクに晒されています。

ALM目的での金利スワップ等のデリバティブ取引に対しては、繰延ヘッジによるヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」「14.重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

また、外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対しても、繰延ヘッジ及び時価ヘッジによるヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」「14.重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループは、様々な業務を行っていく中で、意図せざる損失の発生を回避するとともに、自己の体力に見合ったリスクテイクを行い、リスクに見合った収益を確保して、信頼性の高い健全な経営を行っていくために、適切なリスク管理体制の構築・維持に努めております。

リスク管理に対する基本的な考え方はリスク管理関連のマスターポリシー・プロシーチャーに明文化しており、また、資本配分やリスク限度額等、リスク管理の基本的な枠組みについては、取締役会で決定しております。これらの枠組みの中で、信用リスク、市場リスク、統合的リスク及びオペレーショナルリスクをリスク統括部が管理しております。また、監査部は、リスク管理体制の適切性と有効性をチェックしております。取締役会、マネジメントコミッティー及び各委員会は、各リスク所管部のリスク状況の報告や、監査部による監査の報告を受け、リスク状況を監督するとともに経営判断に活用、リスク管理体制の維持・改善を行っております。

① 信用リスク管理

当行グループは、連結される子会社及び子法人等を含めた当行グループ全体としての資産の健全性の維持を図るため、個別案件における厳正な審査・予兆管理を含む事後管理と与信リスクの集中排除を狙いとしたポートフォリオ管理を両輪として信用リスク管理を行っており、信用格付体系、信用リスク量の計測、リスク資本、集中リスク（大口与信、不動産リスク、カントリーリスク等）、資産の証券化・流動化取引、問題債権等に係る管理体制を整備しております。また、信用格付の検証、自己査定及び償却・引当に関しては、資産査定部が全体の統括を所管し、関連各部と連携して資産内容の把握と適正な償却・引当を行う体制を整備しております。

(イ) 与信案件等に係る決裁権限

投融资案件の決裁権限は、代表取締役、チーフ・リスク・オフィサー（以下「CRO」という）、チーフ・クレジット・リスク・オフィサー（以下「CCRO」という）等で構成されるクレジットコミッティー又は投資委員会に帰属しており、各委員会にて投融资案件の審議・報告が行われております。

なお、クレジットコミッティー及び投資委員会それぞれの決裁権限の一部は、各委員会からCCROに委譲され、さらにCCROに委譲された決裁権限は、一定の範囲内で審査部門や営業部門に再委譲されております。

(ロ) 信用格付体系

当行グループでは、信用格付を与信審査に係る決裁権限や金利スプレッド等を決定する重要な構成要素として用いるほか、自己査定の実態や信用リスクを定量的に把握する際の指標としております。当行グループの信用格付は、原則としてすべての与信取引を行っている取引先に付与される、与信案件の債務者の信用力の程度を表す「債務者格付」、「債権者格付」をもとに与信期間、保証や担保等の取引条件を勘案した与信案件毎の信用コストの程度を表す「案件格付」及び、不動産ノンリコースローン、金銭債権の証券化案件、優先劣後構造にトランシングされた仕組債等、特定された裏付資産から発生するキャッシュ・フローに依拠する与信案件の信用コストの程度を表す「期待損失格付」により構成されます。信用格付は、営業部門が一次格付を付与し、審査部門が承認を行う体制としており、債務者の決算等に合わせて定期的に見直しを行うほか、債務者の信用力の変化の兆候がある都度、随時に見直しを行っております。営業部門及び審査部門が付した信用格付は、独立した検証部署である資産査定部が抽出によりその妥当性を検証しております。また、信用格付の結果は、ベンチマーキング（外部格付機関の格付との比較検証）やバックテスト（デフォルト実績に基づく格付の有意性の検証）等により、信用格付体系そのものの検証を行っております。

(ハ) 信用リスク量の計測

当行グループは、貸出、有価証券、株式・ファンド、証券化取引のほか、与信確約やデリバティブ取引等のオフバランス取引に係るものを含め、取引の種類にかかわらず、信用リスクのある資産・取引すべてについて、一元的に把握・管理しております。与信ポートフォリオの信用リスク量は、内部モデルによるバリュー・アット・リスク（VaR）等を用いて計測され、当行グループ全体の与信ポートフォリオの状況とともに定期的に取締役会等に報告されております。なお、当行の内部モデルは、保有期間1年、信頼区間を99.9%とし、デフォルト率（PD）、デフォルト時の回収不能率（LGD）、業種内相関、業種間相関、債務者グループの親子相関をパラメータとして非期待損失（UL）を計測しております。

(ニ) 与信ポートフォリオの管理

与信ポートフォリオについては、格付低下、不動産価格下落等のストレス・シナリオが現実化した場合の期待損失（EL）、非期待損失（UL）の算出・分析を通じ、与信ポートフォリオの状況分析を行っております。

また、国・地域・業種別やお取引先の格付別にエクスポージャーのガイドラインを設定し、与信集中リスクをコントロールしております。

② 市場リスク管理

当行グループは、トレーディング・バンキング業務におけるすべての資産負債やオフバランス取引の市場リスクについて、様々な角度から分析・把握を行い、適切な管理に努めております。

(イ) 市場リスク量の計測

当行グループは、バリュー・アット・リスク (VaR) の手法により、トレーディング業務、バンキング業務の市場リスクを計量化し、このVaRに基づいて、市場リスクの限度額の設定及びリスク状況のモニタリングを行っております。

当行のVaRは、ヒストリカルシミュレーションを用いた内部モデルにより、業務・商品に応じた保有期間を適用 (10日・20日・60日・250日)、信頼区間99%、観測期間は原則としてトレーディング勘定は2年、バンキング勘定は5年を前提として算出しております。VaRの信頼性は日々のVaRと損益を比較するバックテストにより検証しており、また、VaRを補完するために、統計的推定を超える市場変動の影響度を評価するストレステストを定期的 to 実施し、その結果はALM委員会等に報告しております。

(ロ) 市場リスクに係る定量的情報

(i) トレーディング目的の金融商品

2025年3月31日現在で、当行のトレーディング目的の金融商品 (特定取引勘定の有価証券・デリバティブ等) のVaRは、1,007百万円であります。なお、一部の連結される子会社及び子法人等でトレーディング目的の金融商品を保有しておりますが、市場リスク量は僅少であります。

2024年4月から2025年3月末までの244営業日を対象とした内部モデルによるVaRに対するバックテストを行った結果、VaRを超過する損失が発生したのは1営業日であり、当行の使用する内部モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ii) トレーディング目的以外の金融商品

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「社債」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引並びに通貨スワップ取引等です。

2025年3月31日現在で、当行のトレーディング目的以外の金融商品に係るVaRは、7,690百万円あります。なお、一部の連結される子会社及び子法人等については、金利や為替のリスクのある金融商品を保有しておりますが、それらの市場リスク量は僅少であります。ただし、トレーディング業務同様に、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ハ) 市場リスク管理の手続き

市場リスク管理の対象取引やリスク管理方法・時価評価方法は明文化しており、フロントオフィスから組織的・人的に独立したリスク統括部が、フロントオフィスである各業務部門・部署に対して設定したリスク、損失の限度額等の遵守状況をモニタリングする体制としております。リスク統括部は、トレーディング業務については日次、バンキング業務については日次又は月次で市場リスク・損益のモニタリングを行い、CROやフロントオフィスの担当役員に直接報告を行うとともに、リスクの状況等を取締役会、マネジメントコミッティー及びALM委員会等に定期的に報告しております。算出された最大損失予想額を超える損失が発生した場合には、その原因分析を実施しております。また、市場・信用リスクの横断的なリスク管理としてアセットクラ

ス別のディスカッションポイントを設定するなど、価格変動リスクのモニタリング機能を強化しております。また、市場の混乱や取引の厚み不足等により市場取引ができない、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクについては、市場規模と保有ポジションの割合等をモニタリングし、ポジションが過大とならないよう留意した運営を行っております。

③ 資金流動性リスク管理

資金流動性リスクについては、円貨・外貨ともに財務部が一元的に管理しており、十分な手元資金や流動性の高い有価証券等の資産を保有し、各種決済に係る必要資金が適切に確保できるよう、万全を期しております。資金の運用・調達については、年次及び月次で資金計画を策定し、資金繰りの状況についても財務部がチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）、CROをはじめとした関係役員に日次で直接報告する体制としております。また、資金流動性リスクに対する備えとして、当行の資金調達に支障が生じた場合を想定したシミュレーションを行い、資産規模を維持するのに十分な手元資金や決済に必要な担保等が確保されていることを確認し、対応策の手順を確認する訓練等を行っております。

④ オペレーショナルリスク管理

当行グループは、金融商品の取扱いに係る事務リスク、法務リスク、コンプライアンスリスク、システムリスク等をオペレーショナルリスクとして、総合的に管理しております。発生した損失事象はリスク統括部に集約されるとともに、今後損失を発生させる可能性があるリスクについては、リスク・コントロール・セルフ・アセスメント等により特定・評価しております。

⑤ 統合リスク管理

当行グループは、統合的なリスク管理に係る基本方針を策定し、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等、管理すべきリスクの範囲と定義並びにリスクの特定と評価、モニタリングとコントロールからなるリスク管理プロセスを定めております。当行グループはこの基本方針に則ったリスク管理を行い、リスク管理体制の充実に努めております。統合的なリスク管理の枠組みの中で、各リスクを特定し、流動性リスクも勘案した統合ストレステストの実施等により自己資本と対比して許容可能な範囲にリスクをコントロールするとともにリスクに見合った収益の確保を目指しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3）参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
買入金銭債権	－	－	11,383	11,383
有価証券（その他有価証券）	514,566	543,403	28,563	1,086,533
うち株式	25,694	1,317	－	27,012
国債	128,590	－	－	128,590
地方債	－	33,700	－	33,700
社債	－	94,549	8,598	103,147
外国債券	294,223	256,798	19,965	570,987
その他（*1）	66,058	157,036	0	223,095
資産計	514,566	543,403	39,946	1,097,916
デリバティブ取引（*2）（*3）				
うち金利関連取引	△2	35,807	1	35,807
通貨関連取引	－	25,076	－	25,076
株式関連取引	1,050	－	－	1,050
債券関連取引	29	△239	－	△209
商品関連取引	－	563	－	563
クレジット・デリバティブ取引	－	997	－	997
デリバティブ取引計	1,077	62,206	1	63,286

（*1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第

24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は4,608百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は39,537百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益に計上 (注)	その他の包括利益に計上	購入・売却・償還による変動額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
41,503	1,411	△828	△2,549	-	-	39,537	△61

(注) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

- (※ 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
- (※ 3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は28,928百万円となります。これらは、ヘッジ対象である外貨建の貸出金等における相場の変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した通貨スワップ取引等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	時 価				連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	差 額
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計		
買入金銭債権 (* 1)	－	－	52,873	52,873	47,135	5,738
金銭の信託	－	3,751	10,303	14,055	12,728	1,326
貸出金 (* 2)	－	643,054	3,561,682	4,204,736	4,136,263	68,472
資産計	－	646,806	3,624,858	4,271,665	4,196,127	75,537
預金	－	2,970,085	2,621,908	5,591,993	5,598,301	△6,307
借入金	－	－	726,324	726,324	726,300	24
社債	－	125,040	－	125,040	124,640	399
負債計	－	3,095,125	3,348,232	6,443,358	6,449,242	△5,883

(* 1) 買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を70,300百万円控除しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上の有価証券に該当する証券化商品等の評価については、後述の「有価証券」と同様の方法により行っており、主に、約定元利金に内部格付に応じた倒産確率及び裏付資産や保全の状況を加味した倒産時の回収率を反映した将来キャッシュ・フローを、市場利子率にて割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価とし、レベル3に分類しております。

その他の買入金銭債権については、後述の「貸出金」と同様の方法により時価を算定し、レベル3に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、後述の「有価証券」と同様の方法により行っており、その有価証券のレベルに基づき分類しております。

金銭債権等を信託財産として運用している金銭の信託については、主に後述の「貸出金」と同様の方法により行っており、レベル2またはレベル3に分類しております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活発性にに基づき主にレベル1に分類しております。

債券は、業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。また、業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する相場価格が入手できないものは、主に、約定元利金に内部格付に応じた倒産確率及び裏付資産や保全の状況を加味した倒産時の回収率を反映した将来キャッシュ・フローを、市場利率にて割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価とし、主にレベル3に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在するものは取引所の価格によっており、市場の活発性にに基づきレベル1及びレベル2に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、主に、約定元利金に内部格付に応じた倒産確率及び裏付資産や保全の状況を加味した倒産時の回収率を反映した将来キャッシュ・フローを、市場利率にて割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価とし、レベル3に分類しております。複合金融商品のうち区分経理を行っている貸出金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。なお、金額的に重要性が乏しいもの等については、帳簿価額を時価としております。

情報ベンダーが提示する価格を時価としたものについては、レベル2またはレベル3に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額又は見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を時価としており、レベル3に分類しております。

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなし、レベル2に分類しております。また、定期預金の時価は、主に約定元利金を市場利率に当行の連結決算日前の一定の期間における平均調達スプレッドを加味した利率により割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価とし、レベル3に分類しております。なお、複合金融商品のうち区分経理を行っている定期預金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

借入金

借入金のうち、約定期間が短期間のものについては、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額を時価とし、レベル3に分類、その他の借入金については、「預金」の定期預金と同様の方法により算定し、レベル3に分類しております。なお、複合金融商品のうち区分経理を行っている借入金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

社債

社債については、主に業界団体が公表又は情報ベンダー等が提示する相場価格をもって時価とし、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。店頭取引については、取引相手方及び当行の信用リスクに関する調整（CVA、DVA）を行っております。取引所取引については主にレベル1、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区 分	評 価 技 法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	割引現在価値法	倒産確率	0.0% - 0.0%	0.0%
		回収率	55.0%	55.0%
有価証券	割引現在価値法	倒産確率	0.0% - 4.5%	0.4%
		回収率	55.0% - 60.0%	56.5%
デリバティブ取引				
金利関連取引	オプション評価モデル	金利間相関係数	0.8%	-
		金利為替間相関係数	△10.0% - 2.0%	-

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期の損益 に計上 (*1)	その他の 包括利益に 計上	購入・発行 売却・決済 による変動額	レベル3の 時価への 替	レベル3の 時価からの 替	期 末 残 高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価 損 益 (*1)
買入金銭債権 有価証券 (その他有価証券)	20,060	-	△46	△8,630	-	-	11,383	-
社債	13,817	-	△91	△5,127	-	-	8,598	-
外国債券	21,084	-	△119	△1,000	-	-	19,965	-
その他	0	-	-	-	-	-	0	-
デリバティブ取引(*2)								
金利関連取引	3	△1	-	-	-	-	1	△1

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経理部にて時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルの使用に係る手続を定め、当該方針及び手続に沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。リスク統括部は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また経理部は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、倒産事象発生時において回収が見込まれる金額の債券又は貸出金等の残高合計に占める割合の推定

値であります。回収率は、将来キャッシュ・フローの見積りに一定の影響を及ぼし、回収率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、金利、外国為替相場、株価及び商品価格等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関係数は過去の実績値に基づいて推計されており、主に複雑なデリバティブの評価に用いられています。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせません。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
市場価格のない株式等（*1）（*3）	11,368
組合出資金（*2）	177,902

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式等について153百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券、及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	22,973	9,928	13,044
	債券	73,334	73,128	205
	国債	53,929	53,925	4
	地方債	138	138	0
	社債	19,266	19,065	200
	その他	169,227	159,603	9,624
	外国債券	89,267	87,103	2,164
	その他	79,960	72,500	7,459
	小計	265,535	242,661	22,874
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,038	4,507	△468
	債券	192,104	198,959	△6,855
	国債	74,660	79,465	△4,804
	地方債	33,562	34,287	△724
	社債	83,881	85,206	△1,325
	その他	683,384	753,534	△70,149
	外国債券	481,719	533,566	△51,846
	その他	201,664	219,967	△18,303
	小計	879,527	957,000	△77,473
合計		1,145,063	1,199,661	△54,598

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,824	3,833	286
債券	220,161	43	81
国債	217,213	43	56
地方債	49	－	0
社債	2,897	－	24
その他	71,634	3,715	1,151
外国債券	10,839	269	600
その他	60,794	3,445	551
合計	298,619	7,592	1,519

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）について、有価証券の発行会社の区分毎に時価が著しく下落したと判断する基準を設け、当該有価証券の期末時価が著しく下落したと判断された場合、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度における減損処理額は、277百万円（うち、株式135百万円、社債142百万円）であります。

なお、時価が著しく下落したと判断する基準は、原則として、当該有価証券の期末時価が、取得原価又は償却原価の概ね50%を下回っている場合をいい、有価証券の発行会社の区分が以下のものについては、償却引当基準等において、次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%程度以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%程度以上下落

ただし、債券のうち発行会社の区分が正常先であるものについては、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は、著しく下落したものと判断しております。

また、上記の基準に該当しない場合であっても、時価が一定水準以下で推移しているような銘柄については、原則として著しく下落したものと判断しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	12,728	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は1,318百万円、繰延税金負債は131百万円増加し、その他有価証券評価差額金は447百万円増加し、繰延ヘッジ損益は32百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は30百万円減少し、法人税等調整額は802百万円減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度
経常収益	231,460
うち役務取引等収益 (含む信託報酬)	31,511
貸出業務・預金業務	9,795
証券業務・代理業務	8,152
その他の受入手数料	13,563

(注) 役務取引等収益 (含む信託報酬) の貸出業務・預金業務関連収益は主に法人営業グループ及びストラクチャードファイナンスグループから、証券業務・代理業務関連収益は主にカスタマーリレーショングループから、その他の受入手数料は主にGMOあおぞらネット銀行から発生しております。なお、上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たりの純資産額	3,258円51銭
2. 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益	154円26銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	154円02銭

株主資本等変動計算書 第92期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	87,313	185	87,498	12,686	187,724	200,411	△3,015	384,894
当期変動額									
新株の発行	25,966	25,966		25,966					51,933
剰余金の配当						△7,478	△7,478		△7,478
当期純利益						15,698	15,698		15,698
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			18	18				121	139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	25,966	25,966	18	25,984	－	8,219	8,219	120	60,292
当期末残高	125,966	113,280	203	113,483	12,686	195,944	208,631	△2,894	445,186

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△45,754	4,332	△41,422	532	344,004
当期変動額					
新株の発行					51,933
剰余金の配当					△7,478
当期純利益					15,698
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,275	△3,814	2,461	△31	2,430
当期変動額合計	6,275	△3,814	2,461	△31	62,722
当期末残高	△39,478	517	△38,961	501	406,726

【計算書類の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引勘定で保有しているものを除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合、民法上の組合及び匿名組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当行の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物（建物附属設備及び構築物を含む）については定額法、その他については定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

その他：5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～13年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるもの

は当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

「その他資産」のうち「社債発行費」は社債の償還期間にわたり、「その他の資産」のうち株式交付費は3年間で、定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の債権の償却及び貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり処理しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。なお、当事業年度末現在、取立不能見込額として直接減額した金額は18,629百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められた額を貸倒引当金として計上しております。ただし、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、リスク特性を踏まえ、北米・欧州コーポレートローン、アジアコーポレートローン、海外不動産ノンリコースローンを切り出し4つのグループに区分した上で債務者区分毎の貸出金等の平均残存期間（各区分概ね3～4年）の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、平均残存期間に対応した過去の一定期間における貸倒実績率又は倒産確率の平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績の傾向を勘案した将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。ただし、今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法により、予想損失を見積もり、必要に応じて、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。また、上記以外の一部債務者についても一定額以上の大口債務者については、上記手法に準じた手法で、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、自己査定基準等に基づき、営業関連部署が債務者区分と総合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した検証部署が抽出により検証を実施しております。

上記手続きによる事業年度末時点の債務者区分に従い、営業関連部署が必要な償却・引当額を算定し、検証部署が償却・引当額の最終算定並びに検証を行っております。

また、独立した監査部署が自己査定に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施しております。

(追加情報)

海外不動産ノンリコースローンについては、主に米国不動産市場の環境悪化等により市場の流動性が低下しており、中でも米国オフィス市場については、市場動向を踏まえ、市況の安定化は2025年度中と仮定しております。

これに伴い、海外不動産ノンリコースローンのうち、今後の管理に注意を要する全ての債務者等について、キャッシュ・フロー見積法等により予想損失を見積り、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理

(6) オフバランス取引信用リスク引当金

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジのほか、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジ並びにキャッシュ・フローを固定する包括

ヘッジについて、業種別委員会実務指針第24号に基づき、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を減殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券（債券等）及び社債とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 有価証券価格変動リスク・ヘッジ

株価変動リスクについては、その他有価証券（株式等）をヘッジ対象とし、上場投資信託の価格変動リスクについては、その他有価証券（債券等）をヘッジ対象とし、トータル・リターン・スワップをヘッジ手段として指定する個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9. グループ通算制度の適用

当行を通算親会社とする、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 69,850 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の注記」に記載の通りであります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 52,039 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の注記」に記載の通りであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 73,839百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券、再貸付けに供している有価証券及び当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券はありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	75,558
要管理債権額	15,413
三月以上延滞債権額	6,088
貸出条件緩和債権額	9,325
小計額	90,972
正常債権額	3,834,605
合計額	3,925,578

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権

利を有しておりますが、その額面金額は、3,353百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 383,811百万円

貸出金 327,346

担保資産に対応する債務

売現先勘定 27,924百万円

債券貸借取引受入担保金 345,719

借入金 247,700

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,219百万円及び外国為替14,953百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金等22,822百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、574,073百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが471,102百万円あります。

なお、これらの契約については、融資実行されずに終了するものも含まれるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられているものも含まれております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も常時、顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 26,418百万円

8. 関係会社に対する金銭債権総額 1,046,396百万円

9. 関係会社に対する金銭債務総額 29,406百万円

(損益計算書関係)

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | 66,537百万円 |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 59,122 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 2,887 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 4,527 |
| 関係会社との取引による費用 | 2,019百万円 |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 637 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 242 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,139 |
| 関係会社とのその他の取引（資産の譲渡等）に係る取引高 | 2,466百万円 |
2. 関連当事者との取引について、記載すべき重要なものは、次のとおりであります。
- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	AZB Funding 4 Limited (注1)	—	資金貸付 (注2)	資金貸付 (回収は△)	532	貸出金 (証書貸付)	80,107
				利息の受取	4,731	未収収益	819
子法人等	AZB Funding 11 Limited (注1)	—	資金貸付 (注2)	資金貸付 (回収は△)	△19,880	貸出金 (証書貸付)	268,361
				利息の受取	17,404	未収収益	2,404
子法人等	AZB Funding 12 Limited (注1)	—	資金貸付 (注2)	資金貸付 (回収は△)	34,017	貸出金 (証書貸付)	513,013
				利息の受取	32,341	未収収益	6,403

(注1) AZB Funding 4 Limited、AZB Funding 11 Limited及びAZB Funding 12 Limitedは海外貸出資産を取得し、管理することを目的として設立された特別目的会社であります。

(注2) AZB Funding 4 Limited、AZB Funding 11 Limited及びAZB Funding 12 Limitedが保有する貸出金を裏付資産として資金を貸付けております。裏付資産から発生する収益を原資として、市場金利に連動した約定金利及び実績配当の形で利息が支払われるものであります。当事業年度末現在、当行はこれら子法人等の調達資金全額に対し貸付を行っております。そのため、これら子法人等の損益のすべてが当行に帰属するものです。

- (3) 兄弟会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	1,467	0	58	1,408	(注)
合計	1,467	0	58	1,408	

(注) 増加は単元未満株式の買い取り請求によるもの、減少は新株予約権の行使に伴い処分したものです。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」「特定取引有価証券」、及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
関 連 法 人 等 株 式	17,178	23,919	6,740

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	23,702
関 連 法 人 等 株 式	129

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	22,973	9,928	13,044
	債券	29,397	29,195	202
	国債	9,993	9,991	1
	地方債	138	138	0
	社債	19,266	19,065	200
	その他	169,227	159,603	9,624
	外国債券	89,267	87,103	2,164
	その他	79,960	72,500	7,459
	小計	221,599	198,727	22,871
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,038	4,507	△468
	債券	165,488	172,210	△6,721
	国債	64,677	69,474	△4,797
	地方債	16,929	17,529	△599
	社債	83,881	85,206	△1,325
	その他	683,384	753,534	△70,149
	外国債券	481,719	533,566	△51,846
	その他	201,664	219,967	△18,303
小計	852,911	930,251	△77,340	
合計	1,074,510	1,128,979	△54,468	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
市場価格のない株式等(*1)	10,969
組合出資金(*2)	181,604

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,824	3,833	286
債券	217,263	43	57
国債	217,213	43	56
地方債	49	－	0
社債	－	－	－
その他	71,634	3,715	1,151
外国債券	10,839	269	600
その他	60,794	3,445	551
合計	295,721	7,592	1,495

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）について、有価証券の発行会社の区分毎に時価が著しく下落したと判断する基準を設け、当該有価証券の期末時価が著しく下落したと判断された場合、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

当事業年度における減損処理額は、277百万円（うち、株式135百万円、社債142百万円）であります。

なお、時価が著しく下落したと判断する基準は、原則として、当該有価証券の期末時価が、取得原価又は償却原価の概ね50%を下回っている場合をいい、有価証券の発行会社の区分が以下のものについては、償却引当基準等において、次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%程度以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%程度以上下落

ただし、債券のうち発行会社の区分が正常先であるものについては、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は、著しく下落したものと判断しております。

また、上記の基準に該当しない場合であっても、時価が一定水準以下で推移しているような銘柄については、原則として著しく下落したものと判断しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	5,216	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	22,102百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,201
減価償却超過額	1,888
有価証券償却超過額	4,419
その他有価証券評価差額金	18,128
貸倒損失等否認額	77
税務上の繰越欠損金 (注2)	17,713
その他	15,273
繰延税金資産小計	82,805
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注2)	△1,886
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△25,261
評価性引当額小計 (注1)	△27,148
繰延税金資産合計	55,657
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	798
繰延ヘッジ損益	274
資産除去債務費用	373
前払年金費用	2,096
その他	73
繰延税金負債合計	3,617
繰延税金資産の純額	52,039百万円

(注1) 評価性引当額が前事業年度から減少した要因は、主に一時差異等加減算前課税所得の増加及びその他有価証券評価差額金の減少によるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損 金（*1）	—	—	—	—	—	17,713	17,713
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,886	△1,886
繰延税金資産	—	—	—	—	—	15,826	（*2） 15,826

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（*2）税務上の繰越欠損金17,713百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産15,826百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

（注3）当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1,323百万円、繰延税金負債は106百万円増加し、その他有価証券評価差額金は447百万円増加し、繰延ヘッジ損益は32百万円減少し、法人税等調整額は802百万円減少しております。

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額	2,935円55銭
2. 1株当たりの当期純利益	118円02銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	117円83銭